

令和
6
年版

最新の食品衛生関連法令・通知を収録!

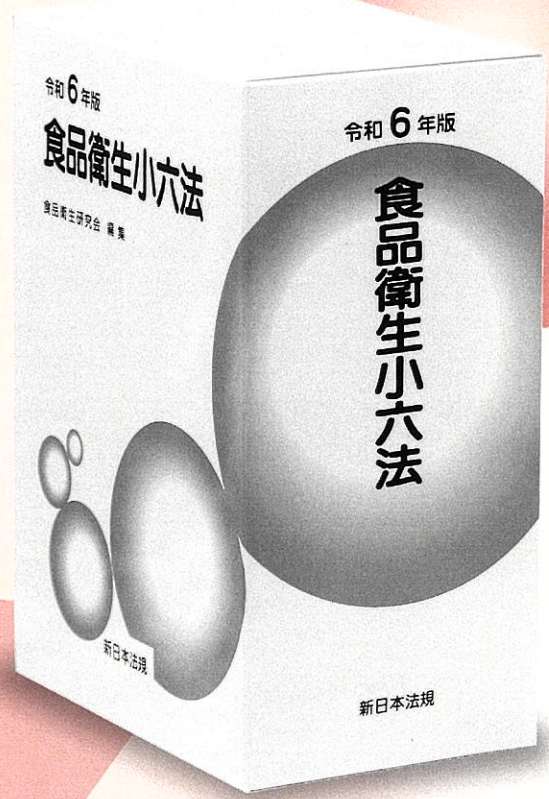
食品衛生小六法

編集：食品衛生研究会

今年版の特色

- 食品衛生法
- 食品衛生法施行規則
- 食品、添加物等の規格基準
- 食品表示基準
- 農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程
- 食品表示基準について

などの既登載法令・通知を改正し
内容の充実を図った **最新版!**



法令 1—食品衛生 食品衛生法（総則） 3

第1編 法令

第1章 食品衛生

- 食品衛生法 (昭和22年12月24日 法律第233号)
最終改正 令和5年6月14日法律第52号 (令4法68は未施行につき、該当条文末尾参照)
- 食品衛生法施行令 (昭和28年8月31日 政令第229号)
最終改正 令和元年10月9日政令第123号
- 食品衛生法施行規則 (昭和23年7月13日 厚生省令第23号)
最終改正 令和5年8月3日厚生労働省令第101号

第1章 総則

【目的】

第1条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

(平15法55 - 一部改正)

【参照】 「公衆衛生の向上及び増進」= 憲25条2項

【国及び都道府県等の責務】

第2条 国、都道府県、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入され

内容見本A5判縮小

A5判・2分冊・総頁4,840頁・ケース付
定価8,250円(本体7,500円) 送料730円
ISBN978-4-7882-9263-5

☎ 0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

*本書の本文紙は、古紙配合率70%、白色度61%
程度(グリーン購入法適応)を使用しております。

掲載内容

第I巻

第1編 法令

第1章 食品衛生

- 食品衛生法
- 食品衛生法施行令
- 食品衛生法施行規則
- 食品衛生法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定成分等
- 食品衛生法第11条第1項の規定により厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設
- 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量
- 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質
- 食品衛生法第18条第3項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量
- 食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針
- 食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令
- 食品衛生法第25条第1項の検査の方法及び合格の基準を定める件
- 食品衛生法第58条第1項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める

- 命令
- 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令〔乳等省令〕
- 厚生労働大臣が定める放射性物質
- 既存添加物名簿
- 食品、添加物等の規格基準
- 組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續
- 組換え DNA 技術応用食品及び添加物の製造基準
- 食品又は添加物の製造又は加工の過程における有毒な又は有害な熱媒体の混入防止のための措置の基準
- 指定成分等含有食品の製造又は加工の基準

第2章 参考法令

- 第1節 食品安全
- 食品安全基本法
- 食品安全委員会令
- 食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令
- 第2節 食品表示
- 食品表示法
- 食品表示基準
- 食品表示法第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第12条第1項の規定に基づく申出の手續を定める命令
- 食品表示法第6条第3項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令
- 食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重

- 要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令
- 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令
- 第3節 資格制度
- 栄養士法
- 栄養士法施行令
- 調理師法
- 調理師法施行令
- 調理師法施行規則
- 調理師試験基準
- 製菓衛生師法
- 製菓衛生師法施行令
- 製菓衛生師法施行規則
- 製菓衛生師養成施設における通信課程に係る単位及び単元並びに指導時間数を定める件
- 製菓衛生師試験基準
- 製菓衛生師法の施行について
- 製菓衛生師試験について
- 製菓衛生師試験の試験科目の一部免除について
- 製菓衛生師法の一部改正について
- 製菓衛生師養成施設の指定、監督等に関する事務処理について
- 製菓衛生師法関係疑義照会回答集
- 第4節 健康増進
- 健康増進法
- 健康増進法施行令
- 健康増進法施行規則
- 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令
- 食事による栄養摂取量の基準
- 第5節 食育基本
- 食育基本法
- 食育推進会議令
- 第6節 その他
- と畜場法

- と畜場法施行令
- と畜場法施行規則
- 牛海綿状脳症対策特別措置法
- 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則
- 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則
- など

第II巻

第2編 通知・実例

- 第1章 通則
- 第2章 食品
- 第3章 乳及び乳製品
- 第4章 添加物
- 第5章 残留農薬等
- 第6章 器具及び容器包装
- 第7章 表示
- 第8章 検査
- 第9章 衛生管理
- 第10章 営業
- 第11章 食中毒調査
- 第12章 その他
- 附録
- 索引

第1編の途中までの細目次を掲載し、第2編は省略してあります。また内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

令和6年版の主な改正内容

新規登載された法令・通知

- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第1項、第16条第1項及び第17条第1項の主務大臣が定める輸出先国を定める件
- 容器包装詰低酸性食品に関するボツリヌス食中毒対策について
- 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について
- 農畜水産物等の放射性物質検査について
- 食品中の有害化学物質等の検査結果調査及び畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施について
- 腸管出血性大腸菌による食中毒防止の徹底について
- 食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域について

など20余件

一部改正された法令・通知

- 食品衛生法
- 食品、添加物等の規格基準
- 食品表示基準
- 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- 農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程
- 「輸出食肉認定施設における検査実施要領」について
- 食品表示基準について
- 「特別用途食品の表示許可等について」の全部改正について
- 非破壊検査法による食品中の放射性セシウムスクリーニング法について
- 野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）について
- 農業及び水産業における食品の採取業の範囲について

など40余件